

農用地利用集積計画による

農地の貸借・売買が 廃止 になります！！

農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画による農地の貸借及び売買が令和7年3月31日をもって廃止されます。

今後について・・・

◎農地の貸借

- ①農地法3条 → 今まで通り受付できます！
 - ②農地中間管理事業 → 今まで通り受付できます！
 - ③農用地利用集積計画による貸借 → 令和7年1月15日申請まで受付できます！
令和7年1月16日以降は申請受付できません。
- ※現在契約期間中の貸借については、契約期間満了日までは有効となります。

◎農地の売買

- ①農地法3条 → 今まで通り受付できます！
- ②農地中間管理事業 → 今まで通り受付できます！（制度等変更あり）
- ③農用地利用集積計画による売買 → 令和7年1月15日申請まで受付できます！
令和7年1月16日以降は申請受付できません。

それぞれに要件等ございますので、現在、農地の貸借・売買を検討されている方はお早めに農業委員会までご相談ください。

お問い合わせ先
木城町農業委員会
電話：0983-32-4738